

用語の説明

【あ行】

一般課程	専修学校には、高等課程、専門課程及び一般課程を置くことが規定されている。一般課程は、入学資格、教育対象等を限定していない（法第82条の3）。 〔高等課程、専門課程、専修学校の項参照〕
1年度間	4月1日から翌年の3月31日迄の期間をいう。
栄養教諭	子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっている。このため、食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行される。

【か行】

外国人	日本の国籍を有しない者をいう。なお、日本と外国の両方の国籍を有する者は日本人とする。
各種学校	法第83条に規定する学校で、法第1条の規定に基づく学校及び法第82条の2の規定に基づく学校（専修学校）並びに他の法律に特別の規定のある学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。各種学校の基準の主なものとして、修業期間は、1年以上（簡易な課程は3カ月～1年未満も可）、授業時数は、修業期間が1年以上の場合、年間680時間以上（1年未満の場合その修業期間に応じて授業時数を減じる）、同時に授業を行う生徒数40人以下、校舎は115.70㎡を下回ることができない等がある（各種学校規程）。設置廃止の監督官庁は、私立は都道府県知事（法第83条第2項）、公立は都道府県の教育委員会（法第106条第2項）である。
学部	大学には、学部を置くことが常例とされている（法第53条）。学部には、通常の学部以外に夜間学部及び通信教育学部を置くことができる（法第54条、第54条の2第2項）。 なお学校基本調査（以下、本調査という）では、大学は文部科学省の直轄調査の対象であり、大阪府では調査を実施していない。〔大学の項参照〕
学科 （高等学校）	高等学校の学科、教科については、文部科学省の高等学校設置基準に定められている（法第43条）。普通教育を行う学科（普通科）、専門教育を行う学科（農業、水産、工業、商業、家庭、厚生、商船、外国語、美術、音楽）、普通教育及び専門教育を選択履修し、総合的な教育を行う学科（総合学科）等がある（高等学校設置基準第5条、第6条）。
学科 （短期大学）	短期大学には学部を置かず学科を置くこととされている。通常の学科以外に夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる（法第69条の2）。 なお、本調査では、短期大学は文部科学省の直轄調査の対象である。
学校	「学校とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と規定されている（法第1条）。これ以外に、専修学校と各種学校とがある（法第82条の2、第83条）。
学校医等	学校医、学校歯科医、学校薬剤師をいう。本調査では学校医として発令されている者で、同一人が内科、耳鼻科など複数の発令を受けている場合又は総合病院に委嘱している場合は1人として計上している。
学校栄養職員	学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう（給食法第5条の3）。
学校給食 調理従事員	学校栄養職員以外の学校給食の調理に従事する者をいう。
学級編制	小学校及び中学校の学級は、同一学年の児童生徒で編制（「単式学級」）することとなっている。ただし、特別の事情のある場合は、数学年の児童・生徒を一つの学級に編制（「複式学級」）することができる。（規則第19条、第55条）。本調査では、集計上「単式学級」、「複式学級」、「75条の学級」に区分している。学級編制は、義務標準法に標準が定められており、都道府県教育委員会が定める基準に従って、都道府県教育委員会の認可を受けて、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。義務標準法では、小学校の1学級の児童数は、同学年の児童で編制する学級（「単式学級」）が40人、2つ

の学年で編制する学級(「複式学級」)が16人、法第75条に規定する特殊学級(「75条の学級」)が8人とされている。

帰国子女

海外勤務者等の子女で、引き続き1年を超える期間海外に在留した者のうち、平成16年4月1日～平成17年3月31日までの間に帰国した児童・生徒の数を、調査日時点で在学している学年別に計上している。「海外勤務者等」とは、日本国籍を有する者で、海外の事業所、研究機関等に勤務又は研修を行うこと等を目的に日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者、終戦前(昭和20年9月2日以前をいう)から外地に居住していた者で日本に帰国したものをいう。

寄宿舎

児童・生徒及び学生等が親元を離れて集団・共同で起居をともしする学校附設の施設をいう。

盲・聾・養護学校には、特別な場合を除き寄宿舎を設けなければならないとされている(法第73条の2)。また寄宿舎には、児童、生徒又は幼児の養育にあたる寄宿舎指導員(法第73条の3)及び寮務主任、舎監(教諭を充てる)を(規則第73条の4)置かなければならない。

教員

学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならないとされ(法第7条、第82条の7、第83条第2項)資格に関して、教育職員免許法の規定によるもののほか、監督庁(文部科学大臣)が定めている。初等中等教育では、校長(園長)、教頭、教諭、助教諭、養護助教諭、講師の名称を用いている。

この調査票中では、教員を「本務者」と「兼務者」に分けている。本務・兼務は辞令面で区分をし、辞令面で区分できないときは、俸給を支給されている方へ、俸給が同額の場合は、勤務時間が長い方に計上する。本校と分校に勤務するものは、主として勤務する方へ計上する。本務者の中には休職者、産休者、育児休業者、産休代替者及び育児休業代替者を含む。非常勤講師は兼務者とする。また、市町村立高等学校定時制課程の市町村費支弁の者は教員に含める。

教頭

校長とともに法律で定められた職名で、校長の補佐権、校務整理権、代理・代行権をもつ。「副校長」の名称の場合もある(法第28条、第40条、第50条、第51条、第76条、第81条、第82条)。

教諭

小・中・高・盲・聾・養護学校及び幼稚園に必ず置かなければならない「教育」又は「保育」をつかさどる職員をいう(法第28条、第40条、第50条、第51条、第76条、第81条、第82条)。

警備員その他

職員の分類の一つであり、学校警備員、寄宿舎指導員、ボイラー技師、実習補佐員、その他の職員をいう。

郊外校

市町村立学校で、設置市町村と学校所在市町村が異なる学校をいう。

講師

小・中・高・盲・聾・養護学校及び幼稚園で「特別の事情があるとき」教諭に代えて置くことができるほか、大学、高等専門学校では「その他の必要な職員」として置くことができる。講師の職務は、小・中学校等では、教諭に準じる職務に従事するとされている(法第28条第12項、第40条、第50条、第51条、第58条、第70条の7、第76条、第81条)。

校長

学校には、必ず置かなければならない職で学校の代表責任者。なお、調査項目中、専修学校及び各種学校の校長は教員数に含まれている(法第7条、第28条、第40条、第50条、第76条、第81条、第82条の7、第83条第2項)。

高等課程

専修学校の課程の区分の一つで、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等が入学できる(法第82条の3)。〔一般課程、専修学校、専門課程の項参照〕

高等学校

中学校の卒業者等が入学資格を有する。中学校の教育の成果を発展拡充させる等、一般的な教養を高め、専門的な技能を習熟させ、広い教養と健全な批判力を養うことなどを目的としている。高等学校には、「全日制」、「定時制」及び「通信制」の課程を置くことができる(法第41条～第51条)。

高等専門学校

高等学校に入学資格のある者(中学校等の卒業者等)に対し、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とした学校である(法第70条の2、第70条の5)。卒業者は、大学に編入学ができる(法第70条の9)。

国費留学生 日本政府から奨学金を支給されている留学生をいう。
〔留学生の項、私費留学生の項参照〕

国立学校 国が設置する学校をいう。国立の小・中・高・盲・聾・養護学校及び幼稚園は、原則として国立大学若しくは国立大学の学部又は国立短期大学に附属して設置されている。
(国立学校設置法第2条)

【さ行】

産業分類 日本標準産業分類(平成14年3月改訂)による分類で、産業の種類を体系的に区分したものの。各種統計調査の結果を産業別に表示する場合に用いられる。
「第1次産業」 A農業、B林業、C漁業
「第2次産業」 D鉱業、E建設業、F製造業
「第3次産業」 G電気・ガス・熱供給・水道業、H情報通信業、I運輸業
J卸売・小売業、K金融・保険業、L不動産業、M飲食店・宿泊業
N医療・福祉、O教育・学習支援業、P複合サービス事業、Qサービス業(他に分類されないもの) R公務(他に分類されないもの)
「分類しえないもの」 S分類不能の産業

児童 学校教育法では、児童とは、小学校と盲・聾・養護学校の小学部に就学している者をいう。

私費負担の職員 国立、公立の学校で校務に従事している本務職員で、給与の一部又は全部をPTA等の私費負担で支給されている者及び市町村費と私費の両方から給与を支給されていて、地方公務員として発令されていない者をいう。ただし、PTA、後援会専従の職員は除く。

私費留学生 自費で留学費用を賄っている者及び都道府県又はその者の国から奨学金を支給されている者をいう。

修士課程 広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことが目的とされている。標準就業年限は2年。
なお、博士課程前期は修士課程として扱われる(大学院設置基準第3条)。この統計表上では、修士課程及び博士前期課程(医・歯・獣医学関係以外の一貫制博士課程の1年次及び2年次の課程を含む。)を「修士課程」として集計した。

就職者 就職者とは、給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者のことで、自家自営業に就いたものを含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者としてしない。

就職者総数 就職しつつ高等学校等又は大学等に進学した者、就職しつつ専修学校(専門課程・高等課程)に進学した者、就職しつつ専修学校(一般課程)等に入学した者、就職しつつ公共職業能力開発施設等に入学した者、前記以外に就職した者、これら全てを合計した数

就職率 卒業者総数に占める就職者総数の割合

春期の入学者 専修学校の入学者のうち、入学時期が平成17年4月1日から同年5月1日までの学科に入学した者をいう。

職員 小・中学校には、「職員」として、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならないとしている(法第28条、第40条)。
本調査では、上記の職員を「教員」と「職員」とに分けている。「職員」とは、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、用務員等をいう。調査票中「負担法による者(公立のみ)」とあるのは、公立学校の職員で「市町村立学校職員給与負担法」による者をいう。従って、公立学校でも負担法によらない者は「その他の者」として計上している。また、国立・私立の学校ではすべて、「その他の者」として計上している。

職業分類 日本標準職業分類(平成9年12月改訂)による分類で、個人が従事している仕事の種類を体系的に区分したもの。各種統計調査の結果を職業別に表示する場合に用いられる。
A専門的・技術的職業従事者、B管理的職業従事者、C事務従事者、D販売従事者、Eサービス職業従事者、F保安職業従事者、G農林漁業作業者、H運輸・通信従事者、

I 生産工程・労務作業、J 分類不能の職業の10区分がある。
* 高等学校卒業後の調査票ではB 管理的職業従事者の欄はない。

私立学校	一般的には、学校法人が設置する学校。(盲・聾・養護学校及び幼稚園は私人なども設置できる。)なお、専修学校、各種学校においては、準学校法人、財団法人による設置もある。
進学者 (高等学校等)	中学校卒業者のうち、高等学校等へ進学した者。「高等学校等」とは、高等学校(本科の全日制、定時制、通信制)、高等学校(別科)、中等教育学校後期課程(本科、別科)、高等専門学校、盲・聾・養護学校高等部(本科、別科)をいう。
進学者 (大学等)	高等学校卒業者のうち、大学等へ進学した者。「大学等」とは大学(学部)、短期大学(本科)、大学、短期大学の通信教育部(正規の課程)、放送大学(全科履修生)、大学、短期大学(別科)、高等学校(専攻科)、盲・聾・養護学校高等部(専攻科)である。
進学率	卒業者総数に占める進学者の割合
新設校	平成16年5月2日から平成17年5月1日までに新たに設置された学校をいう。
生徒	生徒とは、中学校、高等学校等に在学している者をいう。
設置者別	学校の設置者は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人に限るとされている(法第2条)。「国立学校」とは、国の設置する学校、「公立学校」とは、地方公共団体の設置する学校、「私立学校」とは、学校法人の設置する学校(ただし、専修学校、各種学校、幼稚園の私立は学校法人立以外もある)をいう。〔私立の学校の項参照〕
専攻科	高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等に対し特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、高等学校、盲・聾・養護学校高等部に設置できる。また、大学及び高等専門学校においても専攻科を設置することができる(法第48条、第57条、第70条の6、第76条)。
専修学校	職業、実生活に必要な能力を育成し、教養の向上を図ることを目的としている。「高等課程」、「専門課程」、「一般課程」の3課程があり、高等課程を置く場合には高等専修学校、専門課程を置く場合には専門学校と称することができる。専修学校の基準として、 修業年限1年以上、授業時間は年間800時間以上、教育を受ける者が常時40人以上あり、その他、教育内容に応じた教員の資格、施設などの規定がある。 専修学校制度は昭和51年より施行され、各種学校の一部が専修学校の認可を受けた。監督庁は、国が設置する学校を除き都道府県知事であり、公立の学校については、都道府県教育委員会である(法第82条の2、第82条の3、第82条の8、専修学校設置基準)。
専門課程	専修学校の課程の区分の一つで、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等が入学する(法第82条の3)。 〔一般課程・高等課程・専修学校の項参照〕
全日制課程	高等学校の課程の区分の一つで、平日の昼間に授業を行う修業年限3年の課程を指す。 〔定時制課程・通信制高等学校の項参照〕
卒業生総数	卒業生総数とは、平成17年3月卒業生(年度途中で卒業を認められた者も含む。)で、進学者、専修学校等に入学した者、公共職業能力開発施設等入学者、就職者、左記以外の者、死亡・不詳の者、これらすべてを合計した数
【た行】	
大学	学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を展開することを目的としている。大学には、「学部」を置くことを常例とし、夜間学部の設置、あるいは通信教育を行うことができる。修業年限は、4年を基本とするが、医学部・歯学部などは、6年としている。入学資格は、高等学校卒業以上等である(法第52条、第53条、第54条、第54条の2、第55条、第56条)。
大学院	大学に置くことができるとされ、大学を卒業した者等に入学資格がある。学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめることを目的としている(法第62条、第65条、第67条)。

大学院大学 教育研究の目的・内容の上から大学院独自の教育研究を展開することが有益な場合等に、学部段階の組織を置かず、大学院を置く大学のこと。昭和51年の学校教育法の一部改正により制度化された（法第68条）。

短期大学 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成することを主な目的としている。修業年限は、2年又は3年とする。大学と相違して学部を置かず学科を置くこととし、卒業者は大学に編入学できるとしている（法第69条の2）。

地方別 全国を8ブロックに区分している。
「北海道地方」 北海道
「東北地方」 青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島県
「関東地方」 東京都・神奈川・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉県
「中部地方」 愛知・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・三重県
「近畿地方」 大阪・京都府・兵庫・滋賀・奈良・和歌山県
「中国地方」 鳥取・島根・岡山・広島・山口県
「四国地方」 徳島・香川・愛媛・高知県
「九州・沖縄地方」 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄県

中高一貫教育 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる（法第51条の10）。実施形態は、「併設型」と「連携型」がある。
「併設型」とは、同一の設置者による中学校と高等学校を継続する設置形態をいう。
「連携型」とは、既存の市町村の中学校と都道府県立の高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する形態をいう。

中等教育学校 小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする（法第51条の2）。平成10年の学校教育法の一部改正により第1条の「学校」の規定に新たに設置が盛り込まれ、平成11年4月1日から施行された。
修業年限は、6年とする。また、課程は、前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分される。

長期欠席者数 義務教育の学校（小・中学校及び盲・聾・養護学校の小学部、中学部）で、平成17年3月31日現在の在学者のうち、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に、連続又は断続して30日以上欠席した者を、5月1日を基準に調査し計上している。数値は年度間で表現している。（17年度は16年度間となる）
「病気」 本人の心身の故障、けが等
「経済的理由」 家計が苦しくて教育費が出せない、
児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等
「不登校」 心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により
登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者
学校生活上の影響、あそび、非行、無気力、不安など情緒的
混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるもの
「その他」 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心などの家庭の
事情、外国での長期滞在等、理由が前記に該当しない者

ただし、平成16年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった者は除外している。なお、児童相談所等他の教育的機関に通所したことにより校長が出席扱いとした場合も、その日数については欠席日数として含めている。

通信制高等学校 高等学校の教育に門戸を開く目的で、昭和37年に制定された修業年限3年以上の高等学校で、添削指導、面接指導、試験及び放送による指導等で教育をしている（法第45条、第46条）。
学科に関すること以外については、高等学校設置基準の準用はされず、教員、事務職員の数、通信教育の方法、課程の規模、施設、設備等については、高等学校通信教育規程に定められている。
定時制課程又は他の通信制課程との併修制度、職業訓練所、準看護婦養成所、専修学校、各種学校等の技能教育施設との技能連携制度がある。

定員充足率	幼稚園の認可定員に対する在園者数の割合を表したもの	[幼稚園の項参照]
定時制課程	高等学校の夜間、その他特別の時間または時期において授業を行う学校	
【な行】		
75条の学級	<p>法第75条に規定する特殊学級である。知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他心身に故障のある者のうち、特殊学級において教育を行うことが適当な者のために、小・中・高等学校の各学校に設置される。またこれ以外に、疾病により療養中の児童、生徒に対して特殊学級を設け、又は教員を派遣して教育を行うことができる」とされている。</p> <p>本調査では、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「言語障害」、「情緒障害」の7つに区分している。</p>	
入学志願者	高等学校、大学、短期大学において、募集に応じて願書を提出した者で、附属の学校からの志願者も含めた数をいう。同一学校で、2つ以上の課程、学科、学部等を志願した者については、実際に入学をした者を入学志願者として計上する。2次募集志願者も含めて計上する。	
入学者	5月1日までに入学が決定した者。5月1日までの補欠入学者及び他校への転出者並びに他府県の入学選抜に合格した者で4月1日に入学を許可された者も含む。ただし、5月1日までに入学を取り消された者、退学者、他校からの転入者は含まない。	
【は行】		
廃校(園)	平成16年5月2日から平成17年5月1日までに廃止された学校(園)。集計上は、小・中学校等の「長期欠席児童・生徒数」、中・高等学校・専修学校・各種学校等の「卒業者数」、幼稚園の「修了者数」等、前年度間の数値を集計するものについては、廃止した学校(園)のデータを含んでいる。ただし、「帰国子女数」については、平成17年5月1日現在在籍者の再掲であることから含まない。	
博士課程	<p>専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に設置される。標準修業年限は5年で、前期課程2年(修士課程として取り扱う)及び後期課程3年に区分し、又、区分しないものとされている(大学院設置基準第4条)。</p> <p>この統計表上では、博士後期課程(医・歯・獣医学関係以外の一貫制博士課程の3年次、4年次及び5年次の課程を含む。)及び医・歯・獣医学関係の博士課程を「博士課程」として集計している。</p>	
複式学級	学級編制方式の一つで、複数学年の生徒等で構成されている学級(規則第19条、第55条、義務標準法第3条)。	[学級編制の項参照]
負担法による者	<p>公立学校の職員で「市町村立学校職員給与負担法」による者をいう。</p> <p>負担法では、市町村立の小・中学校・盲・聾・養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舍指導員、講師、学校栄養職員(給食法第5条の3に規定する者)、事務職員(自治法第172条第1項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者)の給料その他の給与は全額都道府県が負担することになっている(負担法第1条)。また、市(指定都市を除く)町村立高等学校で定時制課程のみを置くものの校長、定時制課程担当の教頭並びに定時制課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師についても同様の定めがある(負担法第2条)。</p> <p>なお、都道府県が負担した給与等は、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法により、国が原則として2分の1負担することになっている。集計上は、市町村支弁教員は教員数に含まず、職員数「その他の者」に集計される。また、職員数は、「負担法による者」と「その他の者」に区分している。</p>	[教員の項参照]
分校	本校とは別個に認可された教育施設をいう(規則第6条)。集計上は、分校も1校として集計している。	[本校の項参照]
別科	簡易な程度において、特別の技能教育を行う修業年限1年以上の課程とされている。その入学資格は、高等学校別科は中学校卒業、大学別科は高等学校卒業、若しくはこれと	

同等の学力があると認められた者とされている。盲・聾・養護学校にも高等学校の規定が準用されている（法第48条、第57条、第76条）。

本校 学校が分校を設置した場合、分校と区別するための呼び名 [分校の項参照]

本務者 学校の教職員について、調査上、本務者と兼務者とに区分している。本務、兼務の区別は、辞令面、辞令面で区別が出来ないときは俸給の支給元あるいは金額の多寡、俸給で区別できないときは勤務時間でもって行う。

【ま行】

盲学校 盲学校とは、盲者（強度の弱視者を含む）に対して、幼稚園・小・中・高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために必要な知識、技能を授けることを目的とした学校をいう（法第71条）。
原則として小学部、中学部を常置し、それ以外に、幼稚部及び高等部（本科、別科、専攻科）を置くことができる（法第72条、第76条）。また、都道府県には設置義務がある（法第74条）。

【や行】

用務員 学校の職員で、学校の環境整備その他の用務に従事する者で技術職員等として発令されている者もすべて含める。 [職員の項参照]

養護学校 養護学校とは、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者も含む）に対して、幼稚園・小・中・高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために必要な知識、技能を授けることを目的とした学校をいう（法第71条）。
原則として小学部、中学部を常置し、それ以外に、幼稚部及び高等部（本科、別科、専攻科）を置くことができる（法第72条、第76条）。また、都道府県には設置義務がある。

養護教諭 養護教諭は、児童生徒の傷害、急病に対する応急処置や保健指導等を行う等、養護をつかさどる（法第28条）。

幼稚園 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とした学校である（法第77条、第80条）。幼稚園の定員については都道府県で認可している。

【ら行】

留学生 留学生とは、日本に国籍がない者で、日本の大学、大学院、短期大学に留学している者をいう。学生数は、専攻科及び別科で学ぶ者並びに聴講生及び専科生等を含んでいる。

聾学校 聾学校とは、聾者（強度の難聴者を含む）に対して、幼稚園・小・中・高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために必要な知識、技能を授けることを目的とした学校をいう（法第71条）。原則として小学部、中学部を常置し、それ以外に、幼稚部及び高等部（本科、別科、専攻科）を置くことができる（法第72条、第76条）。また、都道府県には設置義務がある（法第74条）。

【法令名略語】

法	学校教育法
令	学校教育法施行令
規則	学校教育法施行規則
給食法	学校給食法
負担法	市町村立学校職員給与負担法
義務標準法	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
自治法	地方自治法